

第3回高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議
(「孤立死」ゼロを目指して)

議事録

日 時：平成20年2月19日(火) 17:00～19:00

場 所：ホテルルポール麹町 会議室「ルビー」

○厚生労働省(井内) それでは、定刻となりましたので、第3回「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議(「孤立死」ゼロを目指して)」を開催させていただきます。

本日は、御多忙にもかかわらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。

改めまして、私、本推進会議の事務局を担当いたします厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室長の井内でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、新しい委員を御紹介させていただきます。大澤委員につきましては、全国民生委員・児童委員連合会会長を退任され、今回から天野委員にかわられますので改めて御紹介をさせていただきます。

○天野委員 天野でございます。よろしくお願いたします。

○厚生労働省(井内) よろしくお願いたします。

さて、今回の委員の出欠状況でございます。安藤委員、稲垣委員、田尻委員が御欠席でございます。

次に事務局の紹介をさせていただきます。

総務省の塚田大臣官房参事官でございますが、少し遅れているということでございます。

国土交通省の小田住宅局住宅総合整備課住環境整備室長でございます。

警察庁の大垣生活安全局地域課長補佐でございます。

厚生労働省大臣官房審議官の木内でございます。

厚生労働省社会援護局地域福祉課長の藤崎でございます。

最後に私、井内でございます。

続きまして、お手元の資料について御確認をお願いいたします。

上から順に、議事次第、委員名簿、座席図でございます。

資料1として、第2回推進会議におけるこれまでの論点整理

資料2として、高齢独居老人等の安全に関連した個人情報保護施策について

資料3として、要援護者の把握等について

資料4として、民生委員に対する個人情報提供の実態等

資料5として、マンション居住高齢者への支援について

資料6として、第2回の推進会議の議事録

参考資料1として、北九州市提供資料

参考資料2として、多目的コホート研究の概要ということでございます。参考資料につきましては、高橋議長の方から、参考までに配布してほしいということでございました。以上でございます。不備はございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

では、この後の議事は、高橋議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○高橋議長 どうも、夕方ということで若干お集まりにくい時間帯かと思いますが、御参集いただきましてありがとうございます。

それでは、事務局から本日の推進会議の進め方について、説明をお願いいたします。

○厚生労働省（井内） 本日の進め方でございますが、まず厚生労働省の方から、これまでの御意見について論点を整理した資料を御説明して、あわせて前回の会議において御指摘がありました、個人情報保護の取り扱いについて説明をさせていただきます。

次に、要援護者の把握等について、厚生労働省地域福祉課長から、また民生委員に対する個人情報提供の実態等について天野委員から、マンションにおける高齢者支援について大蔵委員から御説明をいただきまして、すべての説明の後に質問も含めまして意見交換に入りたいと考えております。以上でございます。

○高橋議長 ありがとうございます。

それでは、最後に事務局の方からお話があるかと思いますが、次回が最終回になります。というわけで、最終回には、ぜひいろいろな立場の方々への提言を推進会議としてまとめたいということがございます。

今までの議論を中心にしながら、過去2回の議論により、明らかになった孤立死防止に向けた論点について少し整理して、それを基礎にしながら、今日は後半たっぷり目に時間を用意して御意見をちょうだいしたいと考えております。

その前提となる資料の説明をしていただきたいと思います。資料1と資料2をあわせて説明をよろしくお願いいたします。

○厚生労働省（井内） ただいまお話をいただきましたけれども、来月、第4回の推進会議を最終回として提言をまとめていただくわけでございます。今、高橋議長からお話があったとおりでございますけれども、その議論の参考として今回、これまでの委員の皆様の御意見と論点を事務局で整理させていただきました。

私ども、これで論点がすべて網羅されていると考えておりません。資料1をごらんいただきますと、目次がございます。大きなくりとして、Ⅰ番、基本的な考え方。Ⅱ番、具体的な取り組みとしてございます。

Ⅰの基本的な考え方では、1として、孤立死が生じる背景、それを地域における「つながり」の喪失として整理しております。

また、大きなⅡ番の具体的な取り組みでは、実際の市町村で実施されている取り組みを1番で紹介しまして、それから孤立死ゼロ・モデル事業で実施されている取り組みのメニュー、そういったものを2で例示しております。

それから2ページ目になりますが、バックデータなどの参考資料を資料編として添付す

ることを考えてございます。また、参考として孤立死した場合の社会的コストといったようなものを記載して、注意を喚起してはどうかと考えております。

次のページ以降が、その素案でございます。項目のみで記述が空欄のところは、今後、関係の方の御協力もいただきながら進めていきたいと考えているものでございます。

それでは1枚おめくりいただきまして、1ページとなっているところ、これまでの論点整理（素案）というところをごらんいただきたいと思っております。

一枚紙のポンチ絵が、この背景と視点について図式したものでございます。これに沿ってまとめている形になっております。1ページ目Iの1、孤立死が生じる背景として、地域における「つながり」の喪失があるのではないかという考えでございます。

(1)として、人口構造、家族構造の変化、高齢化及び核家族化の進行ということで挙げております。

最初の丸で、我が国においては急速な高齢化が進んでおりまして、2015年には「団塊の世代」が前期高齢者に到達して、その後の2025年には、高齢者人口が極めて増えてピークを迎えると推計されているわけでございます。

今後、急速に高齢化が進むのは、首都圏を始めとする都市部であって、「住まい」の問題を含めて、高齢化問題は従来と様相が異なってくるのではないかということでございます。

また、核家族化の進行に伴う同居率の低下によりまして、2015年には、世帯主が高齢者の世帯、65歳以上の方が世帯主の世帯は約1,700万世帯に増加し、そのうち一人暮らし世帯が約570万世帯、約3割です。夫婦のみの世帯は、約600万世帯に達すると見込まれております。

まとめのようになりますが、高齢化による高齢者の増加と核家族化の進行は、一人暮らしや高齢夫婦世帯の増加につながり、とりわけ、都市部における急増が予測されるということでございます。

(2)としまして、今度は居住形態の特性を挙げてございます。

都市部における単身高齢者の3分の1は借家住まいでありまして、これは「希薄な地域とのつながり」を意味する。その先の居住も不安定であって、さまざまな人生のプロセスの中で、地域との「つながり」をつくれなかったという事情を抱えている人が多いという御指摘をいただいております。

また、家族や近隣との人間関係を日常生活において持てない、または持とうとしない人が増えております。特に匿名性の高いマンション等の集合住宅に居住する高齢者は閉じこもりになりやすい。また、高齢化の進む公営住宅等においてもそのリスクは高いというような御指摘をいただいております。

(3)としまして、経済的な背景でございます。

リストラによる失業や離婚などで孤立する中年層が増えてきておりまして、孤立死事例の約3分の1を、65歳未満の中年層が占めているという自治体もあると御紹介いただきました。また、生活困難層の者が孤立する場合もあるということでございます。2ページ目

をごらんください。

自治体や地域関係者による取り組みでは、65 歳以上の一人暮らし高齢者を対象とする場合が通例で、自治会などの関係者が、孤立した中年層を把握するのは容易ではないという場合が多いということをご提供しております。

(4) としまして、社会との接触を拒否する高齢者等の増加、これも背景に挙げられるのではないかとご提供いたします。

一人暮らしの高齢者等の中には、病気や障害、認知症などで支援が必要と思われる状態であってもできるだけ他人に迷惑をかけたくない、あるいは自分は一人で死んでもいいとして、地域との「つながり」を断ってケアを拒否している人もいます。他人に迷惑をかけたくないという考えはある意味では尊いとも言えますが、地域がみんなで支え合っていくこともまた大切ではないかという御意見でございます。

また、地域社会に参加していくことについて、今の 65 歳以上や団塊の世代はまだいいけれど、もっと下の年代になると、地域とかかわりたくないという志向が強くなって、また、健康な間は他人とのかかわりを持たずに生活することも可能な社会において、今後 30 年後、40 年後にはさらに大きな問題として、この孤立の問題が顕在化してくるのではないかと懸念されるということをご提供いたします。

(5) としまして、地域における「つながり」の喪失と挙げてご提供いたしますけれども、まとめのような形になりますが、

高齢化や核家族化の進行に伴う社会から孤立した高齢者の増加、失業や離婚等により社会から孤立する者の増加、また近隣意識の変化等は、都市部を中心に借家、マンションといった居住形態の特性とも相まって、地域における「つながり」を喪失させていくのではないかと。

80 歳以上の高齢者では、健康や体力に自信がない、出かける用がない、誘ってくれないなどの理由で、週に 3 日程度しか外出しない、または全く外出せずに家にこもっているという人も増えているという御指摘もいただきました。

配偶者と死別した後、特に男性の場合は立ち直りが弱くて、自分のことが自分でできない。例えばということで、料理をつくる、ごみを出す、洗濯をするということ、自分の暮らしのことが苦手な人も多いということです。

このような背景が、高齢者等の「孤立死」を発生させるものと考えられるということで、記述してご提供いたします。

大きな 2 番として、今度、孤立死問題に取り組む視点ということで挙げてご提供いたします。地域における「つながり」を再構築するというご提供いたします。

「孤立死」を防止するというご提供は、地域社会から孤立しがちな人が気を許さきりげない「つながり」を確保することが重要である。そのためには、多様な「つながり」の選択肢を用意することが必要と考えられるということをご提供いたします。

(1) 多様な「つながり」の「つて」となる主体の確保とご提供いたしますけれども、「つ

ながり」の「つて」となる主体は、地域の事情がいろいろさまざまあるかと思えます。また個人の価値観、こういったものに応じて多様に考えられると思えます。そういったことのため、多様な選択肢を用意することが必要ではないかということでもあります。

主体としては、福祉行政、消防、水道といった公的機関ですとか、電気、ガス等あらゆる世帯を対象とする公共サービスの民間会社、また社会福祉協議会、地域やマンションの自治会、民生委員やケアマネジャー、高齢者に対する配食サービス等を行うNPO法人などのほか、日常的に地域で活動する新聞や牛乳の配達員、屋台の豆腐屋さんなど、極めて多様で自由な選択を可能とすることが肝要ではないかということでもあります。

(2) としまして、多様な「つながり」の間での情報の共有も必要ではないかということでもあります。

多様な「つながり」の主体が有する情報というのは、緊急時における支援を可能とする観点から、多様な主体の間で、一定の情報を共有することが重要ではないかということでもあります。当然、個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報を共有する主体の範囲ですとか、共有する個人情報の範囲について十分な配慮が必要であるということでもあります。このため、地域において、あらかじめ明確な意思決定と同意を行うと同時に、最終的には個々人の意思をしっかりと尊重するということも必要ではないかということでもあります。

(3) としまして、「つながり」の留意事項を挙げてございます。

アの、「ついで」の安否確認と挙げてございますが、地域社会から孤立しがちな人が気を許す「つながり」というものには、お仕着せでないさりげなさが重要ではないかということでもあります。すなわち安否確認を「業」として行うことを否定するわけではないですが、日常的に地域で活動する主体が、本来業務の「ついで」に安否確認をするといったさりげない日常性を生かす仕組みも肝要ではないかということで、持続可能性の観点から書いてございます。

これだけではないと、もちろん私も思っておりますので、またいろいろと御議論をいただいて、いろいろな主体が連携をしながら、この問題に対して取り組んでいくということについても御意見、御議論をいただければと考えてございます。

またイとして、留意事項の2つ目ではありますが、孤立者にとってのメリット、先ほど「つながり」を拒否する人がいるということを申し上げましたが、地域社会から孤立しがちな人にもメリットがあれば応答してくるのではないかと、したがって孤立しがちな人にとって、何がメリットになるのか、個別具体的な検討が必要ではないかということでもあります。今の説明を図式したのが1枚の横のポンチ絵でございます。

4ページ以降が、大きなIIとして、具体的取り組みということですが、

1として、孤立死防止に向けた取り組みの実例として、例えばということで、

(1) 行政における取り組み、御紹介いただきましたが、新宿区ですとか千葉県、旭川市の消防、警察といった取り組み。

(2) として、民間団体、企業等における取り組みとして、社会福祉協議会、NPO法

人、高層住宅管理業協会といった皆さんの取り組みを、一般論としてではなく、各地域の具体的な取り組み実例として、関係者の御協力をいただいで紹介してはいかかかと考えております。いろいろとまた御意見をいただければと思っております。

2番目としまして、孤立死防止対策の施策例ということでございます。厚生労働省では、この推進会議のほかに、本年度から「孤立死ゼロ・モデル事業」ということで、2分の1の国庫補助によりましてモデル事業を実施しております。そこで都道府県ですとか指定都市を中心に、78の地域で多様な取り組みが今行われております。こうした事例の中の取り組みを中心に今後の取り組みを検討している自治体の活用に資するような主要な取り組みメニューを以下に紹介しております。5つに分けてございます。

(1) としましては、高齢者等の孤立化に関する実態把握というものでございます。

ア、独居高齢者世帯の実態調査でございます。自治体の高齢福祉課ですとか、集合住宅の管理組合、自治会や民生委員の方が安否確認等のために住民管理台帳などの形で高齢者の一人暮らし世帯、夫婦のみ世帯などの情報を収集、管理して、こういった情報が種々の対策に活用されている。

また情報内容はいろいろあると思えますけれども、本人の氏名、住所、住宅番号であったりする場合もあると思えますが、電話番号、そういったものに加えて災害発生時または緊急時の連絡先の氏名と続柄、住所、電話番号、Eメールアドレス、かぎを預けているか否かなどが把握されております。また、最も詳しい場合というような感じもいたしますが、本人についてこういった情報以外にも、自力避難に支障のある事項ですとか、持病、かかりつけ医、血液型等が加わっている場合もあります。

こうした高齢者世帯に対して、親族、友人、近所とのかかわりですとか、心配事、世話をしてくれる人の有無、地域活動への参加の状況、外出の状況といったものに関して、アンケート調査を行っている取り組みをしているところもございます。

イとしまして、孤立死の事例収集と要因分析でございます。前回、愛知県の愛西市からも御発表いただきましたけれども、多くのところで過去に生じた孤立死の件数、地域、発生月、性別、年齢、生活形態、発見場所、異変に気づいた人などの情報に加えまして、緊急通報システムがあったか、あるいは配食、乳酸菌飲料配達サービスを利用していたか否か、そういったような情報とともに要因分析が行われております。主体としては行政、自治会、管理組合等で実施されているということでございます。

(2) としまして、普及啓発でございます。

アの広報としまして、孤立死防止・早期発見のために、広報誌ですとかチラシ、リーフレットといったものを、独居高齢者御本人、また地域住民、自治会、民生委員、老人クラブ、ケアマネジャー等の介護サービス事業者等に配布するなどして、広報活動が実施されております。

5ページ目でございます。イの講演会等でございます。

委員の方々からも「やっていますよ」ということで御紹介をいただきましたが、住民参

加の講演会ですとかシンポジウムの開催によって、地域住民や自治会、民生委員、老人クラブ、ケアマネジャー、介護サービス事業者等の関係者に対する意識啓発が行われております。

(3) としまして、相談体制の整備でございます。

自治体や地域包括支援センターに通報・相談窓口を設置したり、また自治会や地区社協に通報・相談窓口を設置する。あるいは相談を受け付ける担当者や責任者を配置する。あるいは一定の場合に民生委員が連絡・相談を受けるといったような体制が整備されているところがございます。

(4) としまして、緊急情報体制の整備でございます。

アとして、緊急時対応の体制でございますが、近隣住民や民生委員、ボランティアに加えて、新聞店、郵便、宅配便、電気・ガス・水道検針員、またケアマネジャーなど、地域で活動する民間事業者の協力を求めて、孤立死の疑いですとか、急変の情報を自治会、自治体や地域包括支援センターの通報・相談窓口連絡して、直ちに親族ですとか警察、かぎの専門店、医療機関等に連絡をとって、安否確認等の必要な措置をとる緊急時対応の体制が整備されております。

イとしまして、ICTの活用による双方向通信の安否確認体制でございます。地域の高齢者世帯に双方向通信システムを配備することによって、緊急時の通報手段を提供し、「お元気コール」機能を活用した定期的な安否確認の体制が整備されてございます。

ウとしまして、ライフライン等の活用による安否確認体制でございます。一部、上と重複しているところもありますが、住民の多くが高齢者で見守りの担い手がない地域などにおいて、水道やトイレ、湯沸かし器、電気、ガス、室内の人の行動等の状況を感知して、自動通信をする機器を活用した安否確認の体制が整備されているところがございます。また、独居高齢者世帯に色つきごみ袋を配布することによりまして、ごみ収集時にごみ出しの有無確認を通じた安否確認を実施する、そういった場合もございます。

最後に大きな(5)番目として、地域ネットワークの構築でございます。

地域の実状ですとか個人の価値観に応じて、福祉行政、消防、水道等の公的機関、電気、ガス等の公共サービスの民間会社、社会福祉協議会、自治会、民生委員やケアマネジャー、NPO法人など多様な主体のもとで、地域の高齢者が集うサロンや関係者の連絡会議を設置する。こういったことによりまして、常日ごろから顔の見える有機的な地域ネットワークが構築されているということでございます。

まとめましたらこのような形になっておりますが、最後6ページでございます。その後に(資料編)、それから(参考)として、孤立死した場合の社会的コストということで、遺体の処理など書いてございます。こういう業者の方がやることによるコストがかかる、こういうことにあわせて、また警察や消防などの行政のコスト、出動のコストというようなものもあるかもしれません。またマンション等の資産価値が下落するというような面の社会的コストなどもあるのかなと考えてございます。

本日の議論の素材として、事務局で、現段階で書き出してみたのが以下のとおりでございます。先ほど申し上げましたが、不十分だと思っておりますので、この構成の仕方も含めて後ほど、さまざまな観点から御議論いただきたいと思っております。

続きまして、資料2に移らせていただきます。「高齢独居老人等の安全に関連した個人情報保護施策について」でございます。これについては、これまでの会議で高橋議長を始め、複数の委員の方から、独居高齢者を含む地域住民の情報把握に際しまして、個人情報保護法の関係で「過剰に反応」して、必要な情報の共有に問題が生じていると、こういった点について整理すべきとの御意見がございました。

内閣府の所管になるのでございますが、本日の会議のために内閣府の国民生活局の個人情報保護推進室から情報提供をいただきましたので、事実関係ですとか、過剰反応への対応策などについて私から説明をさせていただきます。

1番として、個人情報保護法をめぐる状況についてということでおまとめいただきます。

個人情報の保護に関する法律は平成15年5月に成立して、17年4月に全面施行されたわけでございます。法においては、目的を定める1条において、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」としております。

しかしながら、昨今のプライバシー意識の高まりですとか、個人情報を取り扱う上での戸惑いから、法の定め以上に個人情報の提供が控えられるなどの、いわゆる「過剰反応」が生じており、法の正しい理解を浸透させる取り組みをこれまで推進してきたということでございます。

2番としまして、平成19年6月の国民生活審議会の個人情報保護に関する取りまとめ(意見)ということでございます。

いわゆる「過剰反応」の具体例として、災害時要援護者リストや民生委員・児童委員の活動のための対象者名簿、自治会名簿について、これまでの取り組み及び考え方を整理したということでございます。

例えばということで、民生委員・児童委員は特別職の地方公務員として、多様な生活課題の解決のために、援助が必要な地域住民の情報を関係機関等と共有しながら活動する役割も担っているため、個人情報取扱事業者から職務の遂行に必要な情報提供を受ける場合については、国等に協力する必要がある場合等として、本人から同意を得なくても情報を提供することが可能と考えられる。というようなことなどがございます。

3番として、これまでの取り組み等ということで、自治会、民生委員・児童委員の活動のための個人情報の収集や、先ほどの災害時要援護者リストの作成・共有を進めるべく、内閣府において、例えば、ということで、

平成19年10月から12月にかけて、個人情報の有効・適切な利用を行っていただくために、47都道府県において説明会を実施。

また、政府広報を通じた広報活動を実施して、内閣府のホームページに個人情報保護法

に関する、よくある疑問と回答を掲載して、これを拡充していくとごさいます。

2ページ目以降が、わかりやすくパワーポイント資料となっております。時間の関係で、ポイントにかかるところだけを見ていただければと思います。

①は、適用除外とありますが、報道活動といったところについては、表現の自由の関係で、主務大臣の権限が一部制限されておりますし、適用除外といった5分野については、5分野の個人情報取扱事業者の義務については適用が除外されているとごさいます。

3ページをご覧くださいますと、②取得・利用に際してのルールとして、利用目的をまづ特定して、適正な取得をしなければいけないとごさいます。

飛ばしまして4ページでごさいます。③適正・安全な管理ということで、法律には個人データ内容の正確性の確保や安全管理措置、従業員・委託先の監督というようなものが求められているとごさいます。

5ページをご覧くださいますと、④第三者提供の制限とごさいます。左の方に、個人情報取扱事業者がごさいます。本人の同意を得た場合はもちろん第三者に提供できるわけでごさいますが、その下の、本人の同意を得なくても提供できる場合として4つ挙げられております。①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、④国等に協力する場合、とごさいます。

その下にオプトアウトとごさいますが、あらかじめ第三者提供をすることや、本人の求めに応じて提供を停止することなどを通知等をしている場合には提供できる。

この中で第三者に該当しない場合ということで、委託先ですとか共同利用するグループなどは該当しませんとごさいます。

次の6ページをご覧くださいますと、⑤本人の関与の仕組みとしまして、本人は原則として利用目的の通知を受けるとごさいます。また、本人の求めに応じて、開示ですとか、訂正をする、利用停止を求めるとごさいます。

7ページでごさいますけれども⑥苦情の処理の仕組みということで、主務大臣、地方公共団体、認定の個人情報保護団体、こういった仕組みで苦情が処理されるということでごさいます。

8ページでごさいますが、ここからは事例解説ということで用意いただいたものでごさいます。災害時要援護者リストの共有というのが事例1でごさいます。

一人暮らしのお年寄りの氏名や住所を、地震が起きた場合に備えて共有することはできないのかということです。高齢者などの、災害時に援護が必要な人の個人情報を、関係者間であらかじめ共有することができるかということでごさいますが、次の9ページをご覧くださいますと、ここがポイントということで、各自治体が定める「個人情報保護条例」を適切に解釈・運用すれば、関係者（福祉部局、防災部局、自主防災組織、民生委員など）

間で要援護者情報の共有は可能である。また個人情報提供の際は、提供先において個人情報が適切に取り扱われるように、誓約書の提出を求めるなどの担保措置を講ずることが重要ということでございます。

下に参考となる通知等ということで、19年8月の内閣府・総務省のもの。また18年3月のガイドラインというもの、また後ほど御説明があると思いますが、厚生労働省の通知についてでございます。

10 ページでございますが、事例の2として、民生委員・児童委員の活動のための情報共有ということでございます。

個人情報保護法があるので、民生委員や児童委員は、その活動のために必要な個人情報を提供してもらうことはできないのかということですが、11 ページのポイントでございます。

民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされておりまして、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要がある。また民生委員・児童委員は、民生委員法において、守秘義務が課せられているということでございます。

参考となる通知は下記の通りということでございます。

12 ページでございますが、事例3ということで、法令に基づく個人データの提供。警察からの問い合わせに応じて、知人の個人情報を勝手に教えてもいいのかということですが、13 ページのポイントでございます。

あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる。例として挙げられておりますが、警察などからの（捜査に必要な事項の）報告の求めに応じる場合、これは刑事訴訟法の関係でございます。弁護士会からの報告の求めに応じる場合というようなものがございます。それ以外にも、例示として挙げられてございます。

14 ページをご覧くださいますと、先ほどの19年10月から12月に説明会・相談会で使われて、こういった資料のもとになされておきまして、15 ページでございますが、その参加人数等がございます。申し込み人数は13,106人。自治会ですとか自主防災組織、真ん中あたりに民生委員・児童委員の方、事業者、地方公共団体、一般・その他というような方が参加をされているということでございます。

すみません、少し長くなってしまいましたが資料1、2の説明は以上でございます。

○高橋議長 ありがとうございます。論点整理につきましては、また後ほどこれに立ち戻っていただいて、少しディスカッションをしていただければと思います。

それでは引き続きまして個人情報の取り扱いとも関係いたしまして、いわゆる要援護者の把握についてということで、厚生労働省についても一定の取り扱いを示されているようでございます。この点について厚労省の地域福祉課長さんの方からひとつよろしく願いをいたします。

○厚生労働省（藤崎） はい。地域福祉課長の藤崎でございます。

私からは、要援護者の把握等につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。資料3です。

資料の説明に入る前に、現在、私ども社会援護局において進めております地域福祉の再構築の検討につきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

現在、地域福祉における課題というのは、本推進会議で御検討いただいております高齢者の孤立死の問題を始めとして、同居家族による虐待、孤立している子育て家庭の問題、ほかにも障害者の地域移行ですとか、防犯・防災の問題等いろいろ課題が山積しているという状況であります。

一方、介護保険制度や障害者自立支援法などによりまして、各分野のフォーマルサービスにつきましては充実をしてきております。しかしながら地域におきましては、そのフォーマルサービスのみですべてニーズをカバーするということが限界があります。

また制度別の対応では制度の谷間ですとか、制度外のニーズには対応できない状況にあるということで、虐待、引きこもり、孤立死、徘徊死など地域における対応が迫られるとともに、非常に多様化してきています。また災害時の高齢者や障害者の支援も地域にとっては、緊急の課題になっているということです。

これらの課題に対応するため、地域住民相互の助け合いによりまして地域福祉の再構築というのが求められているのではないかということでもあります。

昨年10月に、私ども社会援護局に、これからの地域福祉のあり方に関する研究会を立ち上げまして、地域において住民相互で支援活動を行う等の住民のつながりを再構築して、支えあう体制を実現するための方策について検討をしていただいているところであります。3月末を目途に、報告をいただくということで作業を進めさせていただいております。

それでは、資料3の説明に入らせていただきます。

1ページ目の要援護者の把握についてです。一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯、障害者、子育て家庭など、災害時などの安否確認が必要な要援護者の把握につきましては、それぞれの市町村や地域において実施されているところですが、ここに書いてありますように、昨年7月16日に発生しました新潟県中越沖地震の際に、要援護者に関する情報については、防災関係部局と福祉関係部局または地域、特に民生委員さんや消防団などの共有が不十分だということで、安否確認や避難支援などが迅速かつ適切に行えなかったという指摘がありました。実際、震災で亡くなられました方々は15名ということでした。そのうち11名の方が65歳以上の高齢者ということでした。これを受けまして、各自治体におきまして要援護者についての情報の把握とその共有、そして安否確認等の円滑な実施ができるよう、改めまして都道府県に通知を昨年8月10日付で発出したところであります。

内容は2ページにございます。高齢者や障害者などにつきましては、市町村の福祉関係部局におきまして情報として持つております「要介護認定情報」等につきまして、情報把握を行っていただく。

②は、情報の共有につきまして、日ごろから個人情報保護に配慮しつつ関係部局と連携